



【外国人とともに働く】TIA外国人材コーディネーター

第3回 県内外国人の現状（その3）「外国人が働く業種」

前回まで、外国人労働者には、グローバル人材や途上国への技術移転のための人材、人手不足を補う人材がいること、そして、それぞれの在留資格に就労制限の違いがあることをお話してきました。今回は県内の外国人労働者 27,385 人が、どのような在留資格のもとにどのような業種で働いているのかを見ていきましょう。

県内在住外国人労働者の在留資格

県内の外国人労働者には、就労の制限がない「身分に基づく在留資格（永住者、日本人の配偶者、定住者等）」が圧倒的に多くなっています。（図1）

この在留資格の外国人は、日本人同様に就労が可能であり、求人側、求職側がお互いの責任で雇用契約を交すことが容易にできます。しかし、前年比の伸び率は 9.0%程度にとどまっています。

一方、いわゆる「グローバル人材」にあたる在留資格「専門的・技術的分野」（「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格）は前年比 25.9%増、技術移転を目的とした「技能実習」では前年比 21%増と、それぞれ大きく伸びており、外国人労働者の増加は、主にこの2つの在留資格に依存していると言えます。

中でも「技能実習」の実習生は、原則的には実習期間（3年もしくは5年）の終了後には母国へ帰ることになりますので、その点を考えると、技能実習生は、毎年の帰国者数をはるかに上回る人数が新たに来日していることになります。

つまり、栃木の生活・言葉に慣れた人は帰国し、初めて日本へ来る人が絶えず増えているということです。



出典:栃木労働局「外国人雇用状況」令和元年10月末現在

～企業のための～

外国人材 “共働” WebJournal



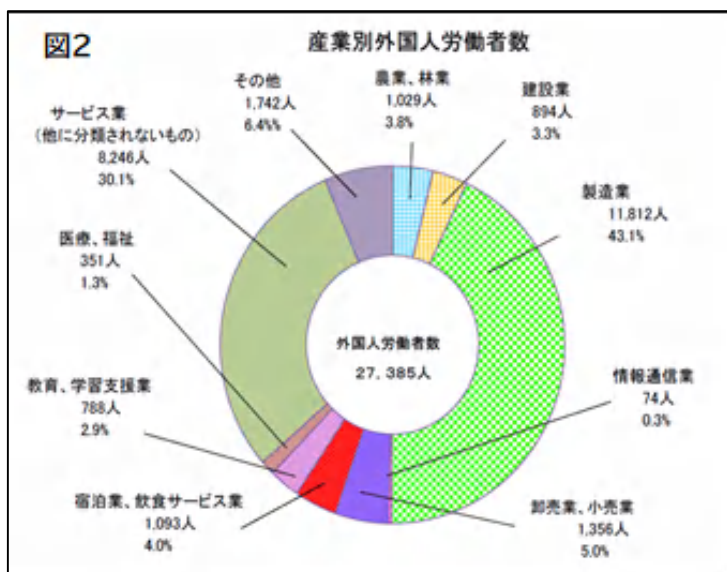
【外国人とともに働く】TIA外国人材コーディネーター

「身分に基づく在留資格」

外国人材の雇用に関するご相談をいただく企業では、雇用にあたって、日本人同様に勤務内容に関する制限なく働くことができる「身分に基づく在留資格」取得者を希望するケースが多くなっています。

県内でこの在留資格を持つ外国人 22,056 人のうち 55.3%にあたる 12,196 人が就業しています。(図1)

総数の 22,056 人には労働力としてカウントできない人材(高齢者や子ども、就労の意思の無い人)も含まれていて、国内における就業率が 60.6%(総務省統計局「労働力調査」2019 年平均)であることを考慮すると、就労可能な人材は、既にかかなりの割合で何らかの職に就いているものと見られます。



出典:栃木労働局「外国人雇用状況」令和元年10月末現在

この、「身分に基づく在留資格」で就労している 12,196 人は、日本人同様に業種に制限がなく働けることから、全ての業種での就業がみられますが、「サービス業(他に分類されないもの)」「製造業」への就労が特に多くなっています。

なかでも、「サービス業(他に分類されないもの)」では、外国人労働者 8,246 人(図2)の 68.6%にあたる 5,655 人が「身分に基づく在留資格」で占められています。

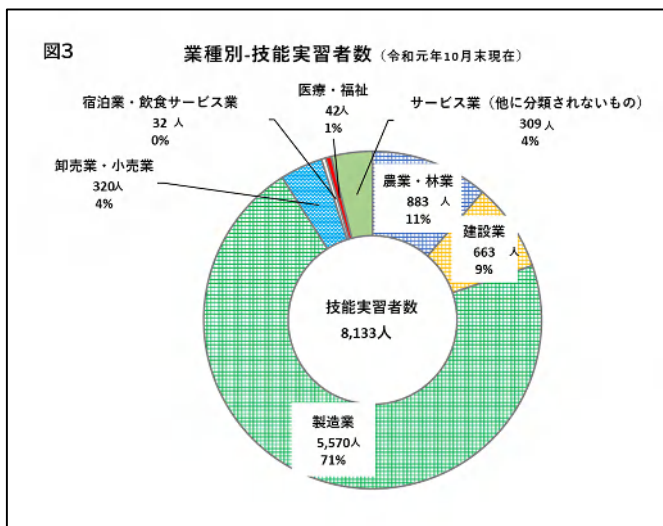
「サービス業(他に分類されないもの)」には、技能実習生の受入れができない「職業紹介・労働者派遣業」が含まれていて、この産業における外国人労働者のうち派遣・請負事業所比率が 91.2%となっていることから、「身分に基づく在留資格」で就労する外国人の多くは、いわゆる「派遣労働者」として就労しているのではないかと考えられます。



「技能実習」・「特定技能」

「身分に基づく在留資格」の外国人を新たに雇用することは困難であり、外国人材を必要とする事業者の多くは、技能実習や特定技能制度を活用した海外からの雇用を確保しようとしています。

県内在住の技能実習生 8,133 人（図1）は、約7割が、食料品、輸送用機械器具、電気機械器具、金属製品などの製造業に就き、他は農業、建設業、卸売・小売業となっています。（図3）



栃木労働局調べ令和元年10月末データより著者作成

昨年4月からスタートした在留資格の「特定技能」は、まだ人数が少ないため昨年末のデータに反映されていませんが、特定産業分野 14 業種※にわたって、幅広く仕事に就けることから、日本の人手不足を補う外国人として、今後大幅な増加が予測されます。

※参照：「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」
<http://www.moj.go.jp/content/001288311.pdf>

業種ごとに見る在留資格

外国人材を必要とする事業者は、どのような在留資格の人材を雇用しているのでしょうか。

図4

栃木県		外国人労働者全数に対する割合(%)			
業種	外国人労働者数	技能実習	技術・人文知識・国際業務	留学(資格外活動)	身分に基づく在留資格
全産業	27,385	30	7	7	45
農業・林業	1,029	86	3	1	6
建設業	894	74	3	0	16
製造業	11,812	47	7	3	37
情報通信業	74	0	91	0	7
卸売業・小売業	1,356	24	9	33	30
宿泊業・飲食サービス業	1,093	3	14	43	25
教育・学習支援	788	0	13	14	33
医療・福祉	351	12	4	8	61
サービス業(他に分類されないもの)	8,246	4	3	5	69

～企業のための～

外国人材 “共働” WebJournal



【外国人とともに働く】TIA外国人材コーディネーター

図4は、参考資料を基に、県内のそれぞれの業種において、就労可能な4つの在留資格の外国人が、どのような割合で就業しているのかを調べたもので、業種ごとに在留資格の割合が高いところを赤字で示しています。

農業・林業では、外国人労働者 1,029 人のうち「技能実習」が 86%を占めていて、技能実習への依存度が高いことがわかります。また、卸売・小売業では、「留学」の資格外活動が 33%、「身分に基づく在留資格」が 30%、「技能実習」が 24%と、様々な在留資格での就労がみられます。

卸売業には、技能実習の対象になる製造業の食料品製造同様の食品加工作業を伴う事業者が含まれており、技能実習生の受入れが可能です。小売業では、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなどによるパートやアルバイトの求人が多く、現在は技能実習の対象になっていないことから、パートやアルバイトの対応が可能な「留学」の資格外活動、「身分に基づく在留資格」の取得者が多く働いています。

おわりに

多くの業種で、外国人が活躍していることをご理解いただけたと思います。お店に並ぶ「おにぎり」を例にすると、レジで値段を入力する人、棚に並べる人、梱包する人、製造する人、そして材料となる農産物を作る農業で働く人まで、いたる所に外国人が関わっていて、あらためて外国人を「社会を構成する一員」として受入れ、お互いに多文化共生の意識をもつことが重要であると感じています。

これまで、県内外国人住民の労働における現状を話してきましたが、次回からは、「社会を構成する一員」として、「県に定着してもらうため、どうしたらよいか」について考えて行きたいと思います。

【参考資料】厚生労働省栃木労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和元年10月末現在)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/201910gaikoku.pdf>

(公財)栃木県国際交流協会 外国人材コーディネーター

堀江 茂行

～質問やご相談は、TIAの「お問合せフォーム」(<http://tia21.or.jp/inquiry.html>)にて承ります。～